

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定の迅速化と業務執行における効率性・透明性を向上させ、健全な企業価値の拡大を図ることを重要な課題と認識しております。その実現のため、意思決定の内容を全社員に浸透させ、情報の共有化を図ることを目的に組織の簡素化に努め、取締役、従業員の全てにコンプライアンスが徹底するよう取り組んでいく所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CYKAN HOLDINGS CO., LTD	2,900,077	55.81
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V.	134,300	2.58
個人	83,200	1.60
個人	64,000	1.23
個人	63,600	1.22
ネクストイノベーション株式会社	61,000	1.17
個人	55,900	1.07
みずほ証券株式会社	52,500	1.01
コムシード従業員持株会	49,200	0.94
個人	46,300	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無 \_\_\_\_\_

親会社の有無 Cykan Holdings Co.,Ltd. (非上場)

#### 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 名古屋 セントレックス

決算期 3月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.との取引がないため、取引等で少数株主への影響を及ぼすことはありません。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

○親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.との関係について

当社は2016年9月末において、当社の議決権の55.8%を持つCykan Holdings Co.,Ltd.の子会社であります。なお、同社は2016年9月27日に株式会社サイカンより全株式を取得し当社の筆頭株主となり、株主権を行使することにより、当社の株主総会の決議事項について決定させる地位を持つこととなりますが、株式会社サイカンはCykan Holdings Co.,Ltd.の子会社であり、Cykan Holdings Co.,Ltd.は当社の実質的な親会社であったため、状況には変更はございませんが、Cykan Holdings Co.,Ltd.の方針によっては、サイカングループと当社との関係に変化が生じ、当社の今後の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後におけるサイカングループの当社に係る方針等は以下の通りであり、サイカングループと当社は、以下の事項に関し合意しております。

##### 1. 当社の上場維持への協力について

(a) 当社のモバイル事業を核とした事業推進を支持し、同事業拡大において大型の資金需要が発生した場合等、必要に応じて財務支援を行っていく予定です。また、サイカングループの経営者は、当社の事業推進に対し支援及び指導を継続していく所存です。

(b) サイカングループ各社(その投資先企業を含む。)と当社との組織再編行為は行わないほか、当社の上場会社としての実質的存続性に疑義が生ずることとなる行為は行いません。

(c) 当社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範をはじめとする諸規則等を遵守することに協力します。

##### 2. 当社の独立性の確保について

(a) 当社に対する出資比率の方向性につきましては、株主の立場で適正な株主権の行使範囲において、引き続き親会社として株式を保有していく方針です。

尚、当社の経営方針の決定及び事業活動の遂行に関して、当社独自の意思決定を尊重し、過度に制約することはありません。また、当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重します。

(b) 当社の取締役構成につきましては、幹部人材の育成を図り、当社プロパー従業員から役員登用を行うなど、取締役の構成を見直す方針です。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11名  
定款上の取締役の任期 1年  
取締役会の議長 社長  
取締役の人数 4名  
社外取締役の選任状況 選任していない  
指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している  
定款上の監査役の員数 3名  
監査役の人数 3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査役と会計監査人は適時相互の情報・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。  
内部監査部門である内部監査室は、監査役との協議の上、年間の監査計画を策定し連携して毎月の監査業務を実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している  
社外監査役の人数 2名  
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本光樹	弁護士													
谷口郁夫	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本光樹		_____	岡本光樹氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しており、経営の執行で法律に関する専門的知識が必要とされる場合において、法律顧問の見解に偏らないため、客観的な外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。
谷口郁夫	○	_____	谷口郁夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に精通しており、専門的知識が必要とされる場合において、外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。 一方、同氏は当社の親会社、主要株主、主要な取引先とは無関係であり、当社と取引関係もなく、独立役員には最適任であります。 以上の事から一般株主と利益相反するおそれがないため、独立役員として届け出ます。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 1名

## その他独立役員に関する事項

\_\_\_\_\_

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、当社の取締役、監査役、執行役員(以下役員といいます。)及び従業員に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、新株予約権を有償にて発行することを決議し、平成26年5月29日に新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社内監査役、従業員

## 該当項目に関する補足説明

会社法に基づき新株予約権を発行しており、付与対象者の区分及び人数(名)は、次のとおりであります。

当社取締役 5  
 当社監査役 2  
 当社執行役員 1  
 当社従業員 15

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり無 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の決定に際しては、業績拡大と企業価値の向上に対する報奨として有効に機能することを目的に、同業種・同規模の企業と比較し、当社の業績に見合う水準と各役員の貢献度を勘案して、報酬等の額を決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室が事務局となり、社外監査役の職務を補助しております。社内情報につきましては、必要に応じて、取締役、監査役及び事務局より報告及び説明がなされます。取締役会開催に際しては、取締役会招集通知に議案及び報告事項に係る資料を添付し、事務局より事前に配布及び説明がなされます。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行等に関する実施状況は以下の通りです。

### (1) 取締役・取締役会

当社では、4名の取締役(うち2名の非常勤取締役・男性4人/女性0人)がその任にあたっております。取締役会は取締役全員で構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。担当取締役は、取締役会で決定した経営方針や戦略課題を、管掌する部門の執行役員または本部長に提示し、業務執行を評価、監督する一方で、業務執行の状況を取締役に報告することにより、コーポレート・ガバナンスの体制確立を図っております。

(2) 監査役会は、監査役3名(うち2名の非常勤監査役)で構成され、経歴的にもそれぞれの専門分野で豊富な経験と見識を有しており、代表取締役、各取締役と定期的に面談し、意見交換を行っております。また、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、見解を述べているほか、各部門の責任者へ業務遂行に関する助言と監査業務を行っております。

(3) 平成19年4月より、大原法律事務所 田辺一男弁護士及び菅原万里子弁護士と顧問契約を締結し、法律問題全般について適宜指導助言を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外監査役2名を含む取締役会にて中立性・独立性のある基幹業務が策定され、慎重審議を経て実施されます。また、内部監査室と監査役会にて適正な業務の指導・監視がなされています。現在も今後もこの体制がバランスの良い運営ができるものとして継続していきます。

現在、社外取締役を選任しておりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて重要である経営に対する監視機能の客観性及び中立性の確保は、監査役会を構成する3名中の2名を社外監査役とすることで、外部からの経営に対する監視機能は強化され、十分に機能する体制は整っていると考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

平成28年6月24日開催の第25回定時株主総会は、集中日を避けて開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

IR資料のホームページ掲載

IR情報専用ページを設け、投資家へのご挨拶、財務情報、株式情報を掲載しております。また、IRライブラリーでは決算短信及び有価証券報告書等、適時開示情報を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

経営管理部を専任部門(担当者)としております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社はステークホルダー向けに、適時適切な情報開示に努めております。投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを強く認識しております。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令その他の社会的規範を遵守し、ステークホルダーから信頼を得られる事業活動を通じ、企業価値を高めるためには、経営の意思決定の迅速化と業務執行における効率性・透明性を向上させることが重要な課題と位置づけております。

この考えのもと、関係法令等を遵守し、経営の透明性と公正性を確保するため、経営チェック機能を有効に機能させる体制の強化を図っております。

#### ○企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

###### ・取締役会

本書提出日現在、当社では5名の取締役(うち3名の非常勤取締役)がその任にあっております。取締役会は取締役全員で構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

担当取締役は、取締役会で決定した経営方針・戦略課題を、管掌する部門のゼネラルマネジャーまたはマネジャーに提示し、業務執行を評価・監視する一方で、業務執行状況を取締役に報告することにより、コーポレート・ガバナンスの体制確立を図っております。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役を含めた監査役による監査の実施や取締役会への出席等により、経営監視機能は確保されているものと考えております。

###### ・監査役会

当社では監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成され、経歴的にもそれぞれの専門分野で豊富な経験と見識を有しており、毎月1回の定時監査役会を開催するほか、代表取締役、各取締役と定期的に面談し、意見交換を行っております。

常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、見解を述べているほか、各部門の責任者へ業務執行に関する助言と監査業務を行っております。

また、監査役会は会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うと共に、会計監査人より監査の計画及び結果の報告を受けており、緊密な相互連携をとっております。

監査役会は、経営に対する監査機能を十分に発揮するため、本書提出日現在3名の監査役のうち2名は社外監査役で構成されております。社外監査役につきましては、代表取締役などと直接の利害関係のない有識者から選任することで独立性を確保し、社外の視点から客観的に経営の健全な維持と強化が図られております。

###### ・幹部会

幹部会は、常勤取締役2名と常勤監査役1名によって構成され、事業部門、管理部門の責任者及び内部監査室が陪席者として参加し、毎週1回開催されております。

幹部会は、リスクマネジメントとコンプライアンスの強化のため、業務執行上の課題についての討議と具体的対策を決定しており、取締役会に上程される議案についても事前に審議を行っております。また、幹部会において社内情報の有効かつ効率的な伝達を行うことでコーポレート・ガバナンスを機能させております。

当社は上記のとおり、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務遂行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用し

ております。監査役会、幹部会、会計監査人による適正な監視体制の連携が図られ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と独立性は十分に確保されていることから、現在の体制を採用しております。

##### ロ. その他の企業統治に関する事項

###### ・内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。その方針に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定、社

長直属の内部監査室が独立的見地から内部統制の評価を行う体制を構築しております。

リスク管理体制につきましては、「リスク管理規程」を策定、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ると共に、内部統制の統括管理ならびに別途策定した「内部通報制度」の適正な運用を行っております。

コンプライアンスの実践につきましては、「コンプライアンス規程」を策定し、取締役会、監査役会、従業員その他会社の業務に従事する全ての者が業務を遂行するにあたり、また、個人として行動する上で遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、コンプライアンスに関する社内研修を行っております。また、当社は弁護士2名と顧問契約を締結しており、日々の業務に関して必要に応じてアドバイスを受け、法令順守を徹底しております。

###### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負

担する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これに基づき、社外監査役である島根伸治氏及び岡本光樹氏は、それぞれ、当社と責任限度契約を締結しております。

(社外監査役の責任限度契約の要旨)

当社定款第37条第2項の定めに基づき社外監査役が責任の原因となった業務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度として、その責任を負うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社役員従業員は反社会的勢力に対し、関係・取引をいたしません。また、反社会的勢力からのコンタクトに対しては毅然とした態度で対応します。日頃から、警察署・特殊暴力防止対策協議会・弁護士等の関係機関と連携し、反社会的勢力排除への研鑽・体制作りを努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無                      なし

---

#### 該当項目に関する補足説明

企業価値向上に努め、長期保有、安定株主の確保に努めてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---